

令和3年12月21日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣

総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

厚生労働大臣
こども政策担当大臣

あて

静岡県議会議長 宮沢 正美

ヤングケアラーの支援に関する意見書

本来ならば大人が担うような家事や、病気や障害のある家族の介護、きょうだいの世話を日常的に行う「ヤングケアラー」と呼ばれる18歳未満の子供への支援が喫緊の課題となっている。

令和2年度に国が行った調査では「世話をしている家族がいる」中学生は5.7%、高校生は4.1%に上っており、世話をする対象は幼いきょうだいが最も多く、次いで身体障害のある父母と続き、その頻度は半数弱が「ほぼ毎日」であったが、6割以上が誰にも相談したことがないことが明らかになった。

また、中学生と高校生の8割以上がヤングケアラーという言葉を知ることがないことも分かった。

ヤングケアラーは、本人に自覚がない場合が多く、誰に相談していいのか分からない、偏見を持たれたくないなどの理由から相談しないことが多い。また、自由な時間が取れず同世代からの孤立を招き、学業や進路に影響を及ぼすだけでなく、健全な心身の発育や人間関係の構築を阻むとされている。

このため、ヤングケアラーへの適切な支援を行うためには、その社会的認知度を高め、周囲が早期発見できる環境を整備するほか、相談しやすい体制の構築や福祉サービスとの連携を図ることが必要不可欠である。

よって国においては、社会全体でヤングケアラーを支援するため、下記事項について取り組むことを強く要望する。

記

- 1 ヤングケアラー自身やその家族などが相談しやすい体制の構築や、障害福祉サービスや保育サービスなどの福祉サービスとの連携した取組など、地方自治体が発行する取組について、財政面をはじめとする支援を行うこと。
- 2 ヤングケアラー自身はもとより、友人や学校関係者などがヤングケアラーのことを正しく認識することでその存在を早期に発見し、一刻も早い支援につなげられるよう、社会的認知度や理解促進のための取組を推進すること。
- 3 成長し18歳を超えるケアラーにも、切れ目のない「総合的なケアラー支援対策」を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。